

特別警報及び警報が発令されている際の対応について

(1) 特別警報が発令されている場合

午前6時の時点で東京23区に特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が発令されている場合は、休校とします。

(2) 警報が発令されている場合

東京23区に警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が発令されている場合は以下のとおりとします。

①平常授業の場合

午前6時	① 警報が発令されている場合は、自宅待機。 ② 警報が解除されている場合は平常授業。
午前8時	① 警報が発令されている場合は、自宅待機。 ② 警報が解除されている場合は3限より平常授業。 (SHR10:40)
午前11時	① 警報が発令されている場合は、休校（自宅学習）。 ② 警報が解除されている場合は5限より平常授業。 (SHR13:15)

②定期考査の場合

午前6時	① 警報が発令されている場合は、自宅待機。 ② 警報が解除されている場合は、平常どおりの考査。
午前8時	① 警報が発令されている場合は、休校（自宅学習）。 ② 警報が解除されている場合は、10:55より1限の考査。 (SHR10:40) 午後にかかっても当日予定されている考査はすべて行います。

* 定期考査中に休校（自宅学習）となった場合、その日の考査は考査最終日の次の平日に実施します。

* 警報が解除された場合は、安全を第一に考えて登校してください。その際には出欠について配慮します。

* 行事の日の対応については、その都度指示します。